



平成25年6月20日

岡山市消費生活センター

南区（南輝学区）で消費生活センターをかたる 不審な電話が発生！！

事例：

突然、消費生活センターの職員を名乗り、「健康食品の送りつけ商法が多発しているので注意するように」とアドバイスの電話があった。

「あなたは勧誘電話の名簿に登録されているので、登録を取り消ししてあげる」と名簿登録の取消代金を請求された。
(70代、女性)



※「送りつけ商法」とは・・・

注文した覚えもないのに勝手に商品を送りつけられ、代金を一方的に請求される手口です。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ 岡山市消費生活センターでは、現在、市民の方へ個別に電話をかけて注意喚起をすることはしていません。
- ・ 消費生活センターが、名簿の登録取消をしたり、被害回復のために金銭を要求することは絶対にありません。
- ・ 電話で勧誘を受けた際に、相手が強引で恐怖を感じたり、おかしいなと思ったら、すぐに消費生活センターや警察に相談してください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時